春日井市住居確保給付金事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第３条第３項に規定される生活困窮者住居確保給付金を支給する事業について、生活困窮者自立支援法施行令（平成27年政令第40号）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　常用就職　雇用契約において、期間の定めがない労働契約、又は６月以上の労働契約による就職をいう。

⑵　家賃額　支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）が賃借する賃貸住宅の１月当たりの家賃額をいうものとし、共益費、管理費等の費用は含まないものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める住宅扶助基準額（以下「住宅扶助基準額」という。）を上限とする。

⑶　国の雇用施策による給付　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第７条に規定する職業訓練受講給付金をいう。

⑷　不動産媒介業者等　不動産媒介業者、貸主又は貸主から委託を受けた事業者をいう。

⑸　経営相談先　小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）に基づき中小企業庁が設置するよろず支援拠点、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所、商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会その他市長が認める公的な経営相談先をいう。

⑹　自立に向けた活動　第４条第１号イに該当する生活困窮者のうち、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該生活困窮者の自立の促進に資すると市長が認める者が、経営相談先の助言を受けて作成した、自立に向けた活動計画に基づき取り組む活動をいう。

（事業の実施機関）

第３条　本事業の実施による支給審査、支給決定等の支給事務及び住居確保給付金支給申請の受付は、新規に住宅を賃借する者にあっては新たに居住する所在地の市で行うものとし、現に住宅を賃借している者にあっては現居住地の市で行うものとする。

（支給対象者）

第４条　支給対象者は、支給申請時に、次のいずれにも該当する生活困窮者とする。

⑴　次のいずれかに該当すること。

ア　申請日において、離職又は自営業の廃止（以下「離職等」という。）の日から２年以内であること。ただし、今後離職等する場合であっても、離職等により申請日の属する月の翌月から第５号の収入要件に該当することについて、給付を申請した者（以下「支給申請者」という。）が、提出資料等により、当該事実を証明することが可能な場合は、申請があった時点で離職等したものとみなす。延長及び再延長の申請時には問わないものとする。

イ　申請日の属する月において、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職等の場合と同等程度の状況にあること。

⑵　次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める者であること。

ア　離職等の場合　離職等の日において、自らの労働により賃金を得て、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。この場合において、離職時には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚により申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。

イ　前号イに該当する場合　申請日の属する月においてその属する世帯の生計を主として維持していること。

⑶　公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。

⑷　離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住宅を喪失していること、又は喪失するおそれがあること。この場合において、支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者が、支給申請者が求職活動を行うに当たって居住可能な住宅を所有していないこと｡

⑸　申請日の属する月における、支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額（以下「世帯収入額」という。）が、市の条例において定められる市民税の均等割が非課税となる所得額を、収入額に換算し、12分の１を乗じて得た額（収入額は給与収入のみを用いて算出することとする。収入額－給与所得控除額＝所得額から収入額を換算する。（千円未満切り上げ））（以下「基準額」という。）に、支給申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額（以下「収入基準額」という。）以下であること。ただし、申請日の属する月の収入が収入要件を超えている場合であっても、離職、失業等給付の終了、収入の減少、他の雇用施策による支援の終了等により、申請日の属する月の翌月から収入基準額に該当することについて、提出資料等により支給申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、対象とする。

⑹　申請日における、支給申請者及び支給申請者と同一世帯の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額に６を乗じた金額以下であること。ただし、1,000,000円以下のものに限る。

⑺　地方自治体等が実施する住居を喪失した離職者等に対する類似の給付を、支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。

⑻　支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

（求職活動要件）

第５条　支給対象者は、支給期間中に、次に掲げる常用就職に向けた求職活動を全て行わなければならない。

⑴　公共職業安定所での求職活動を行う支給対象者

ア　毎月４回以上、市の面接等の支援を受けること。

イ　毎月２回以上、公共職業安定所で職業相談を受け安定所確認印を受けること。

ウ　週１回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は除く。

⑵　自立に向けた活動を行う支給対象者

ア　毎月４回以上、市の面接等の支援を受けること。

イ　月１回以上、経営相談先へ面接等の支援を受けること。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は除く。

ウ　経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月１回以上、当該計画に基づく取組を行うこと。

２　支給対象者は、市において策定された計画に基づき、次に掲げるとおり、誠実かつ熱心に求職活動等を行わなければならない。

⑴　自らの求職活動のみで就職が可能と判断される場合、公共職業安定所による生活保護受給者等就労自立促進事業を利用する場合及び市の就労支援員の支援を利用する場合は、計画に基づき前項第１号に規定する求職活動を誠実かつ熱心に行うこと。

⑵　就労準備支援事業又は就労訓練事業を利用する場合において、求職活動を継続することと比較した結果、これらの事業を一定期間集中的に利用することが早期就職につながると市長が認めた場合は、前項第１項に規定する求職活動を一定期間留保することができること。

⑶　自立に向けた活動を行う場合は、経営相談先を利用しながら、前項第２号に規定する求職活動を誠実かつ熱心に行うこと。

３　前項第３号の場合において、経営相談先から公共職業安定所での求職活動等を行うことが適当と助言等を受けた旨の報告が支給対象者からあった場合は、市長は、支給対象者に対し、速やかに前項第１項に規定する求職活動を行うことを指示するものとする。

(支給額)

第６条　住居確保給付金は１月ごとに支給し、その月額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（当該額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該住宅扶助基準に基づく額）とする。

⑴　申請日の属する月における世帯収入額が基準額以下の場合　支給申請者が賃借する住宅の１月当たりの家賃の額

⑵　申請日の属する月における世帯収入額が基準額を超える場合　基準額と支給申請者が賃借する住宅の１月当たりの家賃の額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額

２ 前項第２号の規定により算出した支給額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げて計算する。また、支給額が100円未満であるときは、100円を支給額とする。

（支給期間等）

第７条　住居確保給付金の支給期間は、３月を限度とする。

２　第５条第１項に規定する求職活動を誠実に満たし、かつ、３月終了時点において一定の要件を満たしている場合は、３月間の延長が２回まで可能とする。ただし、第４条各号（第１号アを除く。）に定める支給要件に該当している者に限るとともに、その支給額は延長申請時の収入に基づいて第６条第１項によって算出される金額とする。

３　支給開始月は、次の各号のとおりとする。

⑴　新規に住宅を賃借する者にあっては、入居契約に際して初期費用として支払いを要する家賃の翌月以降の賃料相当分から支給を開始する。

⑵　現に住宅を賃借している者にあっては、支給申請日の属する月に支払う家賃相当分から支給を開始する。

４　支給対象者が疾病又は負傷、育児その他市長がやむを得ないと認める事情により第４条第３号の要件に該当しなくなった後、２年以内に同条各号（第１号アを除く。）の要件に該当するに至り、引き続き生活困窮者住居確保給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、生活困窮者住居確保給付金を支給する。この場合において、支給期間は合算して９月を超えない範囲で市長が定めるものとする。

５ 住居確保給付金は、滞納した家賃へ充当することはできない。

（面接相談等）

第８条　本給付について相談に訪れた者に対し、市は、本給付の趣旨、概要等を説明し、雇用施策や社会福祉協議会による貸付事業等の関係事業の概要を説明するものとする。また、必要に応じて、雇用施策の詳細等について公共職業安定所等での相談を助言するとともに、国の雇用施策による給付の対象要件に該当する場合は、同様に申請を促すものとする。

（支給申請）

第９条　本給付の受給を希望する者（以下「受給希望者」という。）は、住居確保給付金申請時確認書（第１号様式）について、説明された事項全てについて、同意をした上で申請するものとする。

２ 受給希望者は、住居確保給付金支給申請書（第２号様式）及び添付書

類等を、市に提出しなければならない。

３ 市は、入居予定住宅に関する状況通知書（第３号様式）、住居喪失のおそれのある者に対しては、入居住宅に関する状況通知書（第４号様式）を交付するものとする。

（添付書類）

第10条　支給申請者が提出する添付書類は、次のとおりとする。

⑴　本人確認書類（運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本（抄本）をいう。）の写し

⑵　離職等関係書類

ア　申請日から起算して２年（第４条第１号アただし書に該当する場合は最長４年）以内に離職廃業したことが確認できる書類の写し又は申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由若しくは当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職若しくは廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

イ　第４条第１号アただし書に該当する場合は、医師の証明書その他の当該事情に該当することを確認できる書類の写し

⑶　収入関係書類(支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類をいう。）の写し

⑷　金融資産関係書類（支給申請者及び支給申請者と同一世帯に属する者の金融機関の通帳等をいう。）の写し

（雇用施策等の利用状況の申告）

第11条　支給申請者は、雇用施策等の利用状況を市に申告しなければならない。

２　前項の支給申請者の申告内容の確認のために必要がある場合、市は、支給申請者に求職申込・雇用施策利用状況確認書（第５号様式）を交付し、支給申請者は、公共職業安定所に持参し確認を得て提出しなければならない。

（住居の確保及び賃貸住宅の貸主等との調整）

第12条　住居の確保及び賃貸住宅の貸主等との調整については、次のとおり行うものとする。

⑴ 住居を喪失した支給申請者（以下「住居喪失者」という。）については、不動産媒介業者等が必要事項を記載した入居予定住宅に関する状況通知書を市に提出するものとする。

⑵ 住居喪失するおそれのある支給申請者については、入居住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者が必要事項を記載した入居住宅に関する状況通知書を市に提出するものとする。

（審査）

第13条　市は、提出された申請書、第10条第１号から第４号までに規定する添付書類、求職受付票の写し及び入居予定住宅に関する状況通知書又は入居住宅に関する状況通知書に基づき、支給申請の審査を行う。

２ 市は、収入要件又は資産要件の審査に当たっては、必要に応じて、法第22条に基づき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、銀行、信託会社その他の機関又は離職した事業主に対し資料提供・報告依頼書（第６号様式）をもって報告を求めることができる。

３ 支給申請者が住居喪失者である場合、市は、審査の結果、申請内容が適正であると判断された支給申請者に対して、住居確保給付金支給対象者証明書（第７号様式）及び住居確保報告書（第８号様式）を交付するものとする。

４　審査の結果、本給付の支給が認められないと判断された支給申請者に対しては、不支給の理由を明記の上、住居確保給付金不支給決定通知書（第９号様式）を交付する。

（住居喪失者の住宅の賃貸借契約の締結）

第14条　住居喪失者は、入居予定住宅に関する状況通知書の交付を受けた不動産媒介業者等に対し、審査の結果交付された住居確保給付金支給対象者証明書を提示し、予定していた住宅の賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結しなければならない。

２　前項の賃貸借契約を締結する際、総合支援資金貸付（住居入居費）（平成２年８月14日厚生省社第398号本職通知「生活福祉資金の貸付けについて」別紙生活福祉資金貸付制度要綱第４条第１項第２号の総合支援資金貸付（住居入居費）をいう。）の借入申込を行っている者は、その申請書の写しも提示しなければならない。この場合において、原則として停止条件付契約（初期費用となる貸付金が振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）とする。

３　住居喪失者は、住宅入居日から７日以内に、住居確保報告書に賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付し、住居確保報告書を市に提出しなければならない。

（支給決定等）

第15条　支給決定に当たっては、安定した居住の確保のため、借地借家法（平成３年法律第90号）の保護の対象となる賃貸借契約又は定期賃貸借契約に限るものとし、賃貸借契約書の写しを提出しなければならない。

２ 市は、支給申請者に対し、住居確保給付金支給決定通知書（第10号様式）を交付した上で、常用就職届（第11号様式）、職業相談確認票（第12号様式）及び住居確保給付金常用就職活動状況報告書（第13号様式）（第５条第１項第（２）号に規定する自立に向けた活動を行う者に対しては、自立に向けた活動計画（第13号様式の２）及び自立に向けた活動状況報告書（第13号様式の３））を交付するものとする。

（常用就職及び就労収入の報告）

第16条　本給付の受給が決定した者（以下「受給者」という。）は、支給決定後、常用就職した場合には、常用就職届を市に対し提出しなければならない。

２　受給者は、市に対し収入額を確認することができる書類を、毎月提出しなければならない。

（支給額の変更）

第17条　本給付受給期間中の支給額の変更は、原則行わない。ただし、次の各号に掲げる場合に限り、受給者からの変更申請に基づき、支給額の変更を行うことができる。

⑴　住居確保給付金の支給対象賃貸住宅の家賃額が変更された場合

⑵　家賃額の一部支給による支給の場合において、受給期間中に収入が減少した結果、住居確保給付金収入限度額を下回った場合

⑶　借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は市の指導により同市内での転居が適当である場合

２ 支給額変更の手続は、次のとおりとする。

1. 支給額の変更を希望する受給者は、市に対し、住居確保給付金変更支給申請書（第14号様式）を提出するものとする。
2. 市は、提出された住居確保給付金変更支給申請書に基づき変更決定し、住居確保給付金変更支給決定通知書（第15号様式）を交付するものとする。

（支給の中止)

第18条　次のいずれかに該当した場合、住居確保給付金の支給を中止する。

⑴　誠実かつ熱心に求職活動を行わない場合又は就労支援に関する市の指示に従わない場合

⑵　受給者が、常用就職し、又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合。また、その報告を怠った場合

⑶　支給決定後、住宅から退去した場合（借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は市の指導により同市内での転居が適当である場合を除く。）

⑷　支給決定後、虚偽の申請等不適切な受給に該当することが明らかになった場合

⑸　支給決定後、住居確保給付金受給者が禁固刑以上の刑に処せられた場合

⑹　支給決定後、受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合

⑺　受給者が生活保護の開始決定を受けた場合

⑻　支給決定後、疾病又は負傷、育児その他市長がやむを得ないと認める事情のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から２年を経過した場合

⑼　中断期間中において、受給者が毎月１回の面談等による報告を怠った場合

⑽　前各号に掲げるもののほか、受給者の死亡等支給することができない事情が生じた場合

２　市は、前項各号の規定により支給を中止した場合には、対象者に対して住居確保給付金支給中止決定通知書（第16号様式）を交付する。

（住居確保給付金の支給期間の延長等）

第19条　支給期間中に常用就職ができなかった場合又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が改善しない場合であって、第５条第１項に規定する求職活動を誠実に継続していたときには、申請により、３月を限度に支給期間を２回まで延長することができる。ただし、第４条各号（第１号アを除く。）の支給要件を満たしている者に限るとともに、その支給額は延長申請時の収入に基づいて第６条第１項によって算出される金額とする。

２ 受給者が支給期間を延長又は再延長を希望する際は、支給期間の最終月の末日までに住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）（第17号様式）を市に提出しなければならない。

３　市は、受給者が受給期間中に求職活動を誠実に行っていたか、第４条各号（第１号アを除く。）に定める支給要件に該当しているかを勘案の上、第１項による延長等の要件を満たすと判断された者に対して延長等の決定を行い、住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）（第18号様式）を受給者に交付する。

（再支給）

第20条　受給者が受給期間の終了後に、新たに解雇（本人の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。）その他事業主の都合による離職、廃業（本人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く。）若しくは就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、かつ、いずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して１年を経過している場合において、第４条各号に規定する支給対象者の要件に該当する者については、第６条に規定する支給額、第７条に規定する支給期間等により、本給付を再支給することができる。ただし、再支給に当たっては、常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した後に上記に該当したものに限るものとする。

（不適正受給への対応）

第21条　市は、本給付金の受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当する

ことが判明した場合は、既に支給された給付の全額又は一部について徴

収することができる。

　　　　 （暴力団員と関係を有する不動産媒介業者等の排除）

第22条　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する入居住宅に関する状況通知書、入居予定住宅に関する状況通知書を受理しない。なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

⑴ 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等

⑵ 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等

⑶　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等

⑷　暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等

⑸ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等

⑹ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等

⑺　役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等

⑻　役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等

⑼　暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

２　本給付の振込先である不動産媒介業者等が、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等が関わる給付の振込を中止する。

（支給期間の中断及び再開）

第23条　住居確保給付金の受給中に、疾病又は負傷、育児その他市長がやむを得ないと認める事情により第５条第１項に定める求職活動を行うことが困難となった場合は、本人からの申請により支給を中断する。

２　中断期間中、原則として毎月１回、中断者から面談、電話、電子メール等により、体調及び生活の状況について報告を受けるとともに、求職活動を再開する意思について確認を行うものとする。

３　心身の回復により求職活動を再開できるときは、本人からの申請により支給を再開する。ただし、通算支給期間は、中断前の受給期間も含め最長９月までとする。

４　中断及び再開の手続等は、次のとおりとする。

　⑴　疾病又は負傷、育児その他市長がやむを得ないと認める事情により求職活動を行うことが困難となった受給者が、支給の中断を希望する場合は、市に住居確保給付金支給中断届（第19号様式）及び疾病又は負傷、育児その他市長がやむを得ないと認める事情により求職活動が困難である旨を証明する文書（医師の交付する診断書等をいう。）を提出する。

　⑵　市は、受給者に住居確保給付金支給中断決定通知書（第20号様式）を交付する。

　⑶　受給者が、住居確保給付金の支給の再開を希望する場合は、心身の回復により求職活動を再開することを要件として、住居確保給付金支給再開届（第21号様式）を市に提出しなければならない。

　⑷　市は、受給者に住居確保給付金支給再開決定通知書（第22号様式）を交付する。

（細則）

第24条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

　　　附　則

この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月30日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和２年７月３日から施行する。

２　改正後の春日井市住居確保給付金事業実施要綱の規定は、令和２年６月以後の月分の住居確保給付金を含む支給期間における住居確保給付金について適用し、令和２年３月以前の月分の住居確保給付金を含む支給期間における住居確保給付金については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和３年１月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際、改正前の春日井市住居確保給付金事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市住居確保給付金事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附　則

１　この要綱は、令和３年９月21日から施行する。

２　この要綱の施行の際、現に改正前の春日井市住居確保給付金事業実施要綱に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市住居確保給付金事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附　則

１　この要綱は、令和５年５月10日から施行する。

２　この要綱の施行の際、現に改正前の春日井市住居確保給付金事業実施要綱に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市住居確保給付金事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。